

## 第7章 総合評価

### 7.1 総合評価

本調査では、施設の稼働に伴い周辺環境へ影響を及ぼす可能性のある項目として、大気質（施設の稼働、工事用車両の走行、会葬車両の走行）、騒音・振動（施設の稼働、工事用車両の走行、会葬車両の走行、施設の建設）、低周波音（施設の稼働）、悪臭（施設の稼働）、景観（施設の存在）について予測を行った。その結果は次節に示すとおりであり、関係法令に示された基準を遵守することはもとより、環境影響を低減するための環境保全対策を講じることにより、全ての項目について環境保全目標を満足するものと予測された。

以上より、本調査においては、施設の建設中及び稼働後における環境への影響は軽微であり、生活環境の保全に支障はないものと考えられる。しかしながら、本調査の結果に関わらず、環境に影響が生じた場合、またはその恐れがある場合には、速やかに適切な保全対策を検討・実施することにより、生活環境の保全に万全を期すことが重要であると考えられる。

### 7.2 項目別評価結果

#### 7.2.1 大気質

##### (1) 環境保全目標

- ・環境基本法に定められた環境基準の達成と維持に支障がないこと。
- ・公害などの関係法律および条例により定められた基準等に適合していること。
- ・人の健康の保護または生活環境の保全に支障がないこと。

##### (2) 評価結果

###### ①施設の稼働

年平均値、比較的高濃度が生じやすい気象条件時、ダウンウォッシュ時のいずれにおいても、予測結果は全ての項目で環境基準値を満足するものと予測される。このため、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、バグフィルターの設置、適切な温度・運転管理の実施等によって、排出量の削減を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

###### ②工事用車両の走行

年平均値は、全ての項目で環境基準値を満足するものと予測される。このため、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、低公害型車両の使用を促進するとともに、安全速度の遵守、急加速や急発進の禁止を励行することにより、排出量の削減を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

### ③会葬車両の走行

年平均値は、全ての項目で環境基準値を満足するものと予測される。このため、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

## 7.2.2 騒音

### (1) 環境保全目標

- ・騒音規制法に定められた規制基準を超過しないこと。
- ・騒音に係る環境基準を超過しないこと。
- ・人の健康の保護または生活環境の保全に支障がないこと。

### (2) 評価結果

#### ①施設の稼働

敷地境界線での予測結果は規制基準値（55dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、主要な設備機器は屋内に配置して騒音の伝播を抑制すること、また定期的な点検・維持管理により異常音の発生を抑制することとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

#### ②工事用車両の走行

道路端における予測結果は騒音の環境基準値（65dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、低騒音型車両の使用を促進するとともに、安全速度の遵守、急加速や急発進の禁止を励行することにより、騒音の抑制を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

#### ③会葬車両の走行

道路端における予測結果は騒音の環境基準値（65dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

#### ④施設の建設

敷地境界線での予測結果は規制基準値（85dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に影響はないと考えられる。

また、環境保全措置として、低騒音型機械の使用を促進するとともに、不要なアイドリング禁止の徹底、騒音の発生する機械の使用が集中しないよう工事計画を検討することなどにより、騒音の抑制を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

### 7.2.3 振動

#### (1) 環境保全目標

- ・振動規制法に定められた規制基準値を超過しないこと。
- ・道路交通振動の要請限度を下回っていること。
- ・人の健康の保護または生活環境の保全に支障がないこと。

#### (2) 評価結果

##### ①施設の稼働

敷地境界線での予測結果は規制基準値（60dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に影響はないと考えられる。

また、環境保全措置として、主要な設備機器は強固に固定されたコンクリート基礎上に設置し、事業計画地外への振動の伝播を抑制することとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

##### ②工事用車両の走行

道路端における予測結果は振動の要請限度（65dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、低公害型車両の使用を促進するとともに、安全速度の遵守、急加速や急発進の禁止を励行することにより、振動の抑制を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

##### ③会葬車両の走行

道路端における予測結果は振動の要請限度（65dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

##### ④施設の建設

敷地境界線での予測結果は規制基準値（75dB）を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、低振動型機械の使用を促進するとともに、振動の発生する機械の使用が集中しないよう工事計画を検討することなどにより、騒音の抑制を図ることとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

## 7.2.4 低周波音

### (1) 環境保全目標

- ・大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること
- ・低周波音問題対応の手引書（平成 16 年 6 月 環境省環境管理局大気生活環境室）に示された『物的苦情にかかる参照値』および『心身に係る苦情に関する参照値』を下回ること

### (2) 評価結果

予測結果は全て『物的苦情にかかる参照値』および『心身に係る苦情に関する参照値』を下回っていることから、周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、主要低周波音の発生機器は屋内に設置するよう努め、業務予定地外への低周波音の伝播を抑制することとしている。

以上より、環境保全目標を満足するものと考えられる。

## 7.2.5 悪臭

### (1) 環境保全目標

- ・悪臭防止法に定められた規制基準に適合すること。
- ・敷地境界においては、「感知できない程度」の臭気濃度以下にすること。
- ・特定悪臭物質については、参考基準値を下回ること。
- ・大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であること

### (2) 評価結果

臭気指数の予測結果は規制基準を、特定悪臭物質の予測結果は参考基準値をそれぞれ下回っていることから周辺地域の生活環境に支障はないと考えられる。

また、環境保全措置として、再燃焼室によって悪臭の発生を防止することとしている。

以上により、環境保全目標を満足するものと考えられる。

## 7.2.6 景観

### (1) 環境保全目標

- ・景観形成について十分な配慮がなされていること
- ・現状の景観を大きく変化させないこと

### (2) 評価結果

眺望点から事業計画地とその周囲が確認できないこと、また施設の設置に際しては現状の景観に大きな変化を及ぼさないような計画となっていることから、環境保全目標を満足すると考えられる。